

令和7年度税制改正大綱を踏まえた BEPS 2.0の最新動向

デロイト トーマツ税理士法人
シニアアドバイザー 山川 博樹

2024年（令和6年）12月20日に令和7年度
与党税制改正大綱が公表された。本大綱を踏ま
えたBEPS 2.0の最新動向を述べさせていただ
く。

I グローバル・ミニмум課税（第2の柱）

1 大綱における基本的考え方

グローバル・ミニмум課税については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、UTPR及びQDMTTの法制化を行う。適用開始時期は対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年4月以降に開始する対象会計年度とする。あわせて、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。引き続き令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、第2の柱との関係を踏まえて適正な課税を確保する観点から既存の税制について必要な検討を行う。
(大綱14頁より抜粋)

グローバル・ミニмум課税は、IIR、UTPR、QDMTTからなり、その総称である。条約ではなく国内法によって実施される。QDMTT導入国の構成会社に対するQDMTT課税金額は最終親会社で外国税額控除の対象とされる。

日本政府は、法人税の引下げ競争に歯止めをかけたり、国際的な企業間の競争条件の公平性を確保する観点から、グローバル・ミニмум課税は、日本あるいは日本企業にとってメリットが大きい取組みであり、議論の旗を振ってきた立場でもあり、従前より法制化を進める方針にブレはない。

UTPRは、IIRを導入するのみでは最終親会社と構成会社との所在地国を入れ替える租税回避行為に対処できないため、構成会社等の所在地国において最終親会社等の軽課税部分を課税する仕組み¹である。欧州国の多数は導入しており、スイス、ベトナム、南アフリカ、シンガポール、マレーシアなど導入しない国もある模様である。なお、日本のUTPRは、適用開始が2026年4月1日以降開始事業年度なので、UTPRセーフ・ハーバー²の経過措置期間は徒過していることになり、最終親会社所在地国のトップアップ課税は生じることになる。

1 大綱公表の時点では、米国共和党の一部議員にあっては、UTPRは米国企業に対して差別的な課税を域外適用するものである（米国内企業に対して与えられる優遇措置の効果が剥奪される）との反発があり、相互主義的見地から最大20%の追加税率を取り込んだ米国雇用防衛法が提案されていた。もっとも、OECDは経過UTPRセーフ・ハーバーによる防御措置を当面は認めている。UTPRを導入しない国のその事由ははっきりしない。

QDMTTは、自国に所在する事業体全体の国別実効税率が15%未満の場合に、他国において、IIR（外資系企業グループの最終親会社所在地国において）やUTPR（日本企業グループの構成会社が所在するUTPR導入国において）の上乗せ課税を防ぐために、15%に至るまで課税する制度である。日本の法人税率は国と地方で約30%ではあるが、15%を下回る場合もあり得るとの認識の下での導入である。先行した多くのEU諸国ではIIRとQDMTTは同時導入、1年遅れでUTPRは導入される。

日本のIIR施行は2025年3月期以降、そして、QDMTTとUTPR施行は、その2年遅れの2027年月3月期以降である。先行したEU諸国との間に導入のずれがある。

今回の既存IIRの見直し修正は、2026年3月期以降の施行³である。

大綱の公表の時点で予定されていて未達のOECD発信は、改訂GIR、2024年1月1日適用開始国にかかるOECDの暫定ステータスであった。

2 具体的内容

（1）軽課税所得ルール（UTPR）の導入

構成会社等である内国法人及び恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人に対して、国際最低課税残余額に対する法人税を課す。

国内グループ国際最低課税残余額 ＝

$$\begin{array}{l} \text{グループ} \\ \text{国際最低課税} \\ \text{残余額} \end{array} \times \left(\begin{array}{l} \text{従業員数} \\ \text{の割合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{有形資産の} \\ \text{額の割合} \end{array} \right)$$

グループ国際最低課税残余額 ＝

$$\begin{array}{l} \text{グループ} \\ \text{国際最低課税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{構成会社等及び} \\ \text{共同支配会社等に係る} \\ \text{国際最低課税額等} \end{array}$$

従業員数の割合は、我が国又は本税に類似する税を課すこととされている一定の国等を所在地国とする構成会社等の従業員の数の合計数のうちに我が国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数が占める割合×50%である。有形資産の額の割合も同様の計算を行う。

内国法人に係る国際最低課税残余額は、国内

グループ国際最低課税残余額にその内国法人の従業員員数の割合及び有形資産の額の割合を合計した割合を乗じて計算した額とされる。我が国の法令上、トップアップ税額を計算し、国別に割り振り、会社別に割り振ると規律するところ、大綱には代表法人が納付する旨の記載はないので、単体課税のようにみえるが、今後条文をみて確認する必要がある。

なお、判定対象会計年度が特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階であるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税財務額はゼロとされる。

申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3か月（一定の場合には1年6か月）以内に行うものとされる。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額（課税表標準）がない場合には、その申告を要しない。

モデルルール及びAGの内容と同じ仕組みである。

2 最終親会社所在地国の法人（名目）税率が20%以上の場合、経過措置期間（3月決算法人の場合、2025年3月期と2026年3月期）では、最終親会社所在地国のトップアップ税額はゼロとみなされる。

3 2025年3月期への遡及適用は法制上困難と整理されたのであろうか。

(2) 国内ミニマム税 (QDMTT) の導入

構成会社等である内国法人又は共同支配会社等である内国法人、および恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人に対して、国内最低課税額に対する法人税を課する。

国内実効税率が15%を下回り、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合の国内最低課税額

当期グループ国内最低課税額

(国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に15%から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額)

× その当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合

+ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ × 過去帰属割合
国内最低課税額

+ 内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額

IIRと同様に、収入金額等に関する適用免除基準、経過のCbCRセーフ・ハーバーその他の特例が設けられる。

また、UTPRと同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準が設けられる。共同支配会社等に係る国内最低課税額は、基本的に構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算した金額とされる。

申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3か月(一定の場合には1年6か月)以内に行うものとされる。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額(課税標準)がない場合には、その申告を要しない。

グループ国内最低課税額報告事項等の提供制

度を創設する。QDMTT版GIR概念は、OECDモデルルール上の規律はない。これまでのGIRの様式に取り込まれるものであり、新たな様式を求めるものではない。

日系企業の[日本の国別のETR<15%]で、日本でQDMTT課税がなされた場合、日本のGIR上に日本のQDMTT課税の情報がインプットされよう。外資系企業の[日本の国別のETR<15%]で、日本でQDMTT課税がなされた場合、本社所在地国のGIR上に日本のQDMTT課税の情報がインプットされよう。本社所在地国にIIRがない(例えば米国企業)場合、中間親会社のGIR上に、日本のQDMTT課税の情報がインプットされよう。本社にも中間親会社にもIIR制度がない場合には、どこにでも指定可能な指定法人が当該国政府に提出するGIR上、日本のQDMTT課税がなされた情報やUTPR課税が行われた情報がインプットされよう。

(3) 国際最低課税額に対する法人税 (IIR) の見直し

2023年(令和5年度税制改正)のIIR法制化以降のOECD/AGの内容等を踏まえ、制度の明確化の観点から所要の見直しを行う。上述の通り、遡及適用はなく、2026年3月期からの適用となる。

法人税等調整額のCFC課税額のプッシュダウンが明確化される。IIRの本則計算上⁴、CFC課税額を現地子会社のETR計算で考慮すべきとするプッシュダウンの仕組みがある。納税者は親会社であるが、子会社の税金として配分して、子会社所在地国のETRを計算する。日本の税率約30%で合算された税額がプッシュダウンされるため、理論上、トップアップ税額は生じないことになる⁵。我が国のIIR法制上、法人税等調整額はプッシュダウンの対象から除外されていたが、2024年6月AGでその計算方

4 経過のCbCRセーフ・ハーバーテストにおいては、簡素化の趣旨から認められていない。そのために本則計算で考慮される。

法が明確化されたことを踏まえての今般の改正であると考えられる。

また、恒久的施設にかかる法人税等調整額についても本社から恒久的施設にプッシュダウンされると考えられる。なお、QDMTT計算においては、計算の簡素化等の観点から、CFCのプッシュダウンは考慮されないと考えられる。

2024年6月AGに示された繰延税金負債のリキャプチャー・ルールに関する繰延税金負債の集計方法や取崩しの計算方法等も反映されると考えられる。ただし、5年以内に解消することが見込まれない部分に係る法人税等調整額を

選択によりETRの分子から除外することが可能である。リキャプチャー・ルールにかかる調整額を把握するためには繰延税金負債の残高管理を複数年にわたって行う必要があり、煩雑であることから、重要事項が見つからない限り除外選択することが想定されよう。

このほか、2024年6月AGに規律されている技術的項目として、外国税額控除があるときのプッシュダウン計算、税効果の計算をGloBEルール上の一時差異計算に基づいて行う点などがあるだろう。

3 最近の動向

(1) 2025年1月15日OECD/AG

2025年1月15日にOECD/AGが発出されている。昨年12月発出と予定されていたものが少し遅れて発出された模様である。

暫定的適格ステータスは、暫定的に適格とされるIIR/QDMTTを有する国の一覧(QDMTTセーフ・ハーバーの適格の有無を含む。)が掲載されている。現時点の一覧であり、プロセスが開始されていない又は完了していない国は一覧に含まれておらず、当該一覧に含まれていない国は非適格ということの意味するものではない。日本はIIRは適格とされ、QDMTTやQDMTTセーフ・ハーバーの記載はない。スペイン然りである。

GIRの記入方法が一部明確化され、2023年12月AG及び2024年6月AGが反映されている。簡素化されているわけではない。

また、単一国に課税権がある場合又はQDMTTセーフ・ハーバーが適用される場合、当該課税国の税法に基づきGIRを作成することになる。複数国に課税権がある場合(例: UPEとPOPE

が同一の軽課税の構成会社に対してIIRを適用する場合)、モデルルールに基づきGIRを作成し、課税権がある国の現地税法とモデルルールが異なることによる影響をGIRに開示する必要がある。課税権がある国は、当該差異に係るより具体的な情報について国内申告書上で開示することを求めることができる。

なお、自国の税務当局に対して、他国でGIRが提出されたことを届け出るための通知(notification)のテンプレートが新設されている。

モデルルール9.1条に関する追加のAGが発出されている。主に2021年11月30日以後、移行対象会計年度前に生じた一定の繰延税金資産が本則計算の実効税率(及び経過のCbCRセーフ・ハーバーにおける簡易実効税率)の計算から原則として除外されるとする規定に係るガイダンスである。例えば、2021年11月30日以後、移行対象会計年度前に、新たに法人税制が制定されたことに伴い、繰延税金資産・負債が計上された場合において、その繰延税金資産・負債は実効税率の計算から除外される。ただし、2

5 もっともCFCの合算課税を行う内国法人が欠損であり、納税が生じない場合などはプッシュダウンする税額が生じない。

年間は当該繰延税金資産・負債（15%再計算後）の20%を上限として実効税率の計算に含まれるという経過措置がある。

（2）2025年1月20日米国大統領

メモランダム

2025年1月20日、米国トランプ大統領のメモランダムが発出され、前政権によって支持されたOECD国際ルール（Global Tax Deal）を米国は実施しないと記されている。

このメモランダムは、バイデン政権によって行われた約束は、関連する条項を採用するための議会の行動がない限り、米国内では効力を持たないとしてOECDに通知するよう指示している。さらに、メモランダムは、財務長官に対して、米国との租税条約に違反している、または域外的に米国企業に不均衡な影響を与える租税規則を持っている。または持つ可能性がある外国があるかどうかを調査するよう指示している。加えて、メモランダムは、財務長官に対して、保護措置やその他の行動のオプションのリストを作成し、60日以内に大統領に報告するよう指示している。別の大統領令では、財務長官に対して、外国が米国市民または企業に対して差別的、域外的な税を課しているかどうかを調査するよう指示している。一般的に内国歳入法第891条は、米国市民または企業がその国によって差別的、域外的な税を課されていると大統領が判断した場合、特定の外国の市民及び企業に対する税率を倍増させることを規定している。

DSTやUTPRがメモランダムの下では、差

別的または域外的とみなされる可能性が高いようにみえるが、新政権がみなすかどうかは分からない。日本のUTPRの実際の課税はだいぶ先になるが、トランプ政権の今後の政策や、日本に先行してUTPRを導入するEU等の動きが注目されよう。

なお、米国子会社所得に対する米国以外の国でのIIR課税は、米国の究極の親会社に税負担がかかるわけではないので、フォーカスされていない。

「デジタルエコノミーと課税のフロンティアⅡ」（西村高等法務研究所 2024.12.25 有斐閣）座談会17～19頁において、「ルール制定も解釈権限も実質的にOECDにある状態の国際課税の立法あるいは政策のあり方が正しいのかももう少し疑問を持たれても本来的によいはずではないだろうか。」、「いざ国際協調の薔薇色の未来が陰りをみせるようになってくると、従来の方針に従って進んでいいのか、…EU加盟国であればある程度習熟してきているのかもしれないが、…日本はこれから考えなければいけない課題なのではないか。」、「法人税法に規定された（会計の数字を使って課税する）国際最低課税額制度が、執行や裁判所による解釈・適用という場面で、今後どのように理解されるのかという点は注目する必要があるのではないか。」、「ピラー2関連の紛争が他の国々の裁判所でどう判断されるのか担保されていない。統一的な紛争解決を担保する枠組みが必ずしも用意されていない不安がある。」など、これから先々への問題意識の投げかけがなされているようにみえる。

Ⅱ 外国子会社合算税制（CFC税制）

1 大綱における基本的考え方

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても、第2の柱と併存するものとされており、第2の柱の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、第2の柱の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度税制改正においても引き続き見直しを行う。令和8年度以降の税制改正においては、第2の柱の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。

（14～15頁より抜粋）

2 具体的内容

第2の柱の導入により対象企業に事務負担が生じること等を踏まえ、見直しが行われる。

合算課税のタイミングについて、現行では外国関係会社の事業年度終了日の翌日から2月を経過する日を含む日本親会社の事業年度の申告に反映させることとされているが、改正案では4月を経過する日を含む日本親会社の事業年度の申告に反映することとされている。合算タイミングが2か月後から4か月後になるというものであり、影響を受ける事業者の裾野は広い。原則法に対する経過措置があり、それによると、外国関係会社の2024年12月1日から2025年1月31日までの間に終了する事業年度について、適用を受けることができるとされている。外国子会社の2024年12月期の課税対象金額等から、合算タイミングを2026年3月期にすることができることになる。

措置法施行規則22条の11第48項に規定される確定申告書に添付又は保存することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、「株主資本等変動計算書及び損益金の処分に關する計算書」及び「貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書」を除外することとされる。これにより、「貸借対照表及び損益計算書（これらに準ずるものを含む）」、「所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し」、「企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合の計算に係る一定の書類」、「株主等・出資関連外国法人等の株主等の氏名・住所等及びその有する株式等の数又は金額を記載した書類」、「その他参考となるべき事項を記載した書類」が対象の書類の範囲として規定されている。

3 経済界の制度改正要望と議論の現状

本年度改正はテクニカルな改正に限定されたが、経済界からの制度改正要望⁶の内容は幅広いものとなっている。税務調査に係る要望も出ている。大綱は、上述の通り、「令和8年度以降

の税制改正においては、第2の柱の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。」と記されている。

6 経団連、日本租税研究協会、日本機械輸出組合、日本貿易会等。

(1) 外国子会社合算税制の議論の状況

CFC税制の見直しの議論の現状はどのようなものであろうか。

- ・経済界は、中期構想を有するが、かといって見直しが遅くなることを必ずしも良しとしないようにみえる。
- ・2022年9月1日公表の「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方について（経済産業省研究会報告書）」はインカムアプローチにフォーカスした。そうはいつでも受動的所得のスコープを広げて強化する見立ては、ピックアップのための事務負担が増加することもある、産業界の本旨ではなかったであろう。
- ・制度改正の経緯論は、2009年（平成21年）の外国子会社配当益金不算入制度の導入によりCFC税制の目的を課税繰延の防止と捉えることが困難となった（租税回避を発生時抑止）状況となったとはいえ、それ以降も防止すべき租税回避の概念や範囲が必ずしも明確ではないとの課題が指摘されているという。2017年改正（平成29年）ではハイブリッドアプローチが維持され、また特定外国関係会社（ペーパーカンパニー、事実上のキャッ

シュボックス、ブラックリスト国に所在するもの）に係る所得を会社単位で合算される制度が導入された⁷。また、特例により来料加工事業は原則所在地国基準を満たすこととされた。2018年改正で、PMI特例が創設された。2019年改正で、ペーパーカンパニー特例（持株会社、不動産、資源開発プロジェクト等）の創設及び企業集団等所得課税規定の取扱い⁸の明確化が図られた。2023年（令和5年）改正で、制度適用免除基準の引下げ（30→27%）が行われた。

- ・裁判例に係る法律家や研究者の見立てによるものであるが、訴訟事案の対象となった取引にあって、租税回避の要素がなくとも、また、我が国の課税ベースが浸蝕されるとは考え難くとも、課税要件の明確性・課税執行面の安定性・制度の簡素化の要請が重視されることから、個別事案の救済がかなわない（合算課税をなしうるとされる）裁判例が現出しているという。裁判所は趣旨目的からの限定解釈を安易に行わず、文理解釈を重んじる。また、最高裁判決の内容から、CFC税制の趣旨が我が国の課税ベースの浸食の防止とみえる面があり、もとより異なると整理されて

7 「税務当局の職員は、内国法人に係る外国関係会社が、ペーパーカンパニーの実体基準または管理支配基準に掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、その内国法人に対し、期間を定めて、その外国関係会社が実体基準又は管理支配基準に掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示または提出を求めることができる。この場合において、その書類その他の資料の提示または提出がないときは、その外国関係会社は、実体基準または管理支配基準に掲げる要件に該当しないものと推定される。ひとたび推定がなされれば、その外国関係会社は特定外国関係会社に該当するものとして取り扱われ、所得は全部合算される。」とする推定規定が規律された。

また、「税務当局の職員は、内国法人に係る外国関係会社が経済活動基準を満たすかどうかを判定するために必要があるときは、その内国法人に対し、期間を定めて、その外国関係会社が経済活動基準を満たすことを明らかにする書類その他の資料の提示または提出を求めることができる。この場合において、その書類その他の資料の提示または提出がないときは、その外国関係会社は、経済活動基準を満たさないものと推定される。ひとたび推定がなされれば、その外国関係会社は対象外国関係会社に該当することとなる。」とする推定規定が規律された。

また、2017年改正（平成29年）で特定外国関係会社というカテゴリーが設けられたことに伴い、新たな情報申告制度が設けられた。確定申告書に添付すべき書類として、貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに類するものが規律され、特定外国関係会社につき実際に合算課税の適用があるか否かにかかわらず、確定申告書に添付しなければならないと規律された。

8 企業集団等所得課税規定（連結納税規定及びパススルーとして取り扱われる規定）を適用しないものとして外国関係会社の租税負担割合、合算所得等を計算するという内容。連結納税・パススルー規定が適用される場合のCFC税制上の取扱いが不明確であったが、当該規定により明確化する制度趣旨である。

いるグローバル・ミニマム課税の制度趣旨と重なり合うという見立てもあるようである。

- ・企業実務は、2017年改正（平成29年）以後、租税負担割合20%以上（2024年以降現在は27%未満）の企業の判定を要することになったことにより、申告及び調査対応負担が増大しているという。その判定対象企業数は極めて多いが、合算対象会社や合算税額の比重は全体の中で必ずしも大きくはない、判定対象関係会社数の多い主要国は、米国、中国等であり、合算税額が生じる国も米国が他を大きく引き離しているという整理である。制度適用免除基準の引下げも、多数の米国人をみにいく事務削減の視点が着眼されている。
- ・ペーパーカンパニー特例は商社以外に事務負担軽減の実があまり及んでいない、またその商社の事務負担も依然重い、事務負担軽減の文脈での27%への引下げによる効果が十分に得られていないとの見立てがある。米国内の1社が複数の州で事業を行っている場合の事務負担（どの州でどの事業をやっている、州税法が州によって異なる中、州税がどのように課されているのかまでは、本社事業部でも容易に把握できないと思われる）軽減については、米国統括会社や米国子会社財務へのアプローチなどを通じた州税計算に係る情報収集により27%引下げの恩恵を受けられる余地はないものであろうか。
- ・税務調査については、CFC税制に係る税務調査件数や1件あたり申告漏れ所得金額は近年増加傾向にある状況であり、経済界からは、昨今の税務調査における過重な資料提出要求の見直しや租税負担割合20%以上27%未満の会社に対する税務調査の執行アプローチに関する要望が出ている状況にある。
- ・また、グローバル・ミニマム課税の導入に伴

う海外動向として、ドイツのCFC税制は、外国子会社が受け取る受動的所得に対する課税が低税率の場合に対象となるが、2023年12月の改正で低税率基準を25%から15%に引き下げている。

- ・欧州委員会において、2025年後半を目途にCFC税制の簡素化をも念頭に、租税回避防止指令の見直しを検討しているとの情報もある。

（2）本税制の課題として、従前より、日本企業の国際競争力が阻害される可能性があると考えられ、過剰合算の解消と事務負担の軽減を図ることが重要との見立てがある。

過剰合算により国際競争力が阻害されるとする視点から、下記のような意見が出されている。グローバル・ミニマム課税とは別の視点からの要望とはいえ、強い要望である。事務負担軽減の視点との線引きははっきりするものではなく、過剰合算を整理できれば必然的に事務負担の軽減に繋がっていく。

- ・海外企業に買収前から留保されていた所得⁹はわが国の課税ベースを浸食しているわけではない。CFC税制の目的を根幹から見直すことはなくとも、明らかに我が国の課税ベースを浸食しているわけではないものを対象から外していく考え方もありうるのだろうか。
- ・現地撤退の最終局面で、日本親会社が債権放棄を行うが、その時点では海外子会社は事業の整理を終えているためペーパーカンパニーに該当するが、ここで日本での債務免除益に対する合算課税は現地での機動的な再編を阻害している。個別の対応であろうか。
- ・グループ単位での活動実態が考慮されず、会社単位で判定されることにより、合理的な経済活動を行っているにもかかわらず、合算課税が生じるケースがある¹⁰。

9 また、欧州等の事業再編に対する課税繰延べが日本のCFC税制上の非課税所得に当たってしまう。海外企業にしてみると日本のCFC税制のことは知ったことではないということであろうか。海外企業の買収・組織再編によって、日本のCFC税制の影響を踏まえる必要がある。政策税制であるCFC税制が結果的に産業政策を損ねる懸念があるとも言及されている模様である。

解 説

特集

- ・PMI特例にあっては、租税回避リスクに留意しつつ、ビジネスの実態に合わせて要件を見直す必要があるとの視点から、従前より具体的な見直し要望がでているところである。個別の対応であろうか。
- ・また、実体基準・管理支配基準に追加すべき第3の基準のオプションが提案されている¹¹。租税負担割合20%以上27%未満の外国子会社となったことに伴う事務負担の増大は重要なテーマであり、過剰合算が解消されれば自ずと事務負担軽減にもつながる。

(3) 事務負担軽減の視点については、ピラー2適用対象企業に限定した簡素化の方向性がだされているように見える。現下CFC改正を議論する意義としては、確認対象となる20%以上27%未満の外国子会社が多いという従前からの問題に加え、ピラー2導入を契機として、両制度の適用対象企業に二重の負担がかかっていることが大きいと認識されるからであろう。

制度の簡素化を行うと租税回避が防止できなくなるのではないかと懸念が常にでてくるだろう。しかしながら、税務コーポレートガバナンスが機能していたり、社会的にも説明責任を負っているような大企業（日本機械輸出組合）と、それ以外の企業や個人とでは潜在的な租税回避リスクが異なるのではないか、これらのすべての租税回避リスクに対応しようとする中で制度が複雑化しており、そういう中で、ピラー2導入が一層大企業に拍車をかけて過大な負担を強いているのではないかといったところ

が問題意識としてあるようにみえる。よって、ピラー2適用対象企業に限定した事務負担軽減のための簡素化措置が要望されているのであろう¹²。海外企業の買収などを通じて国際競争を戦っているのは主に大企業であり、国際税務のフォーカスを大企業にあてることは、端的におかしいことではないという見方もあるのではないか。

- ・実務の改善のアプローチはなかろうか。現下の実体基準は、事業に必要な事務所等を有するかという基準であり、オフィスを賃貸していれば賃貸契約書、オフィスを保有していればそれが分かる契約書を確認すれば足りるのであり、対応は比較的論争化しにくい。もっとも、現地活動が小規模である、または必ずしも日常的に事業活動を行っているわけではないようなケースでは、実体基準が論争化しやすいだろう。これに対して、管理支配基準は実務上判定が最も難しい基準であり¹³、特に「役員等の職務執行が本店所在地で行われている」の判定が困難である。通達にはこの事実のみを持って否認されることはないという規律はあるが、何が許容され何が否認されるかという本丸については、つまり、具体的に何を証明すれば「本店所在地における役員等の職務執行」の要件を満たすかについて、示されていない。究極的には総合判断なので、有意な判定の材料として機能しにくい。いわゆるペーパーカンパニーは人がいないので、その時点で基準を満たさないことは一般的な事業にあっては明らかであるが、兼

10 ペーパーカンパニー特例は、ビジネス特性からみて一体活動とみても当局からみた租税回避リスクが限定的とみて良からうとする手当であるが、他にも法人を分けて行うビジネスはたくさんあって企業目線からは必ずしも手当済とはいえない。そこで、例えば選択適用で連結納税を一括りで租税負担割合の判定をしてほしいとの要望がでている。根幹部分に関わるもので、ペーパーカンパニー特例の趣旨を踏まえての要望である（日本貿易会等）。

11 2024年11日本貿易会の研究会資料11頁。

12 他方で、もともと大企業は格段リソースに富むだろうとの一般的な見方がある。国際税務のリソースは限られている中でカツカツの厳しい状況で対応しているのが実情であるが、その理解は簡単には届きにくいようにみえる。例えば、何某かCFCガバナンスを簡略的に確認する手立てを担保に簡素化措置を講ずれば、対中小企業等とのバランス感の確保にも資する面はなかろうか。

13 時代に沿わない面、事業管理の自然なあり方と乖離する面もあろう。

務役員、非常勤役員、役員報酬費用を負担していない役員であれば、実質的に本店所在地国で職務執行を行っているか、税務調査で追加質問やインタビューを受ける可能性がある。役員等の職務執行が本店所在地国で行われたか確認を要するケースを合理的に絞ることが可能であれば、当局と企業の双方の効率に資すると考えられるが、役員の職務執行という基準自体が抽象的であり、その形態は、会社によって、事業によって、親子間の関係によってまちまちであり、ケースバイケースのため、確認を要するケースを絞るのは難しい領域だろう。例えば、親会社と子会社で一緒に事業を考える時、指示があったかどうかの判定は不透明であり、不安定な状況におかれる¹⁴。管理支配基準の実務負担を緩和する妙案を考え出すのは簡単ではない。

- ・例えば、ディットゥディ・オペレーションを履践していれば足りるという基準に変更しない限り（どこまでいっても事実認定であるが、何某かの形式基準を創設できるのかどうか）、煩雑さと不安定さを解消することは難しいのかもしれない。これにより、ペーパーカンパニー特例の対象を（例えば、経済合理性の観点から説明のつく中間SPC（子会社株式や現地不動産を保有させている。）等にも）拡大してほしいというようなニーズの一部については、カバーできるのかどうか。移転価格課税上、ディットゥディ・オペレーションを履践するだけではリスクを支配しているとはいえず（取引利益の残余を取る）プリンシパルにはならない。BEPS 1.0の行動8～10で議論がなされている。
- ・また、CFC税制のために現地税法上の取扱い（例えば、非課税所得の有無、連結納税規定等の適用がないものとした場合の取扱い等）を確認することに手間がかかる、Q&A等を通じ非課税所得の範囲を明確化すべきとの意見が出ている。しかしながら、税制は千差万別であり、体系化や抽象化は概して難しさはあろう。
- ・なお、制度改正プロセスの中でフォーカスされづらい面はあるが、当初申告書提出後の事後明細書添付が認められないことにより、多額の追徴税額が発生するという課題は銘記されるべきであろう。
- ・GloBEルールとCFC税制の情報の利活用については、上述の裁判例からの見立てにより、趣旨に重なる部分はあるのであろうが、両税制間の計算項目に共通項はほぼないため、CFC税制の計算を世界共通ルールであるGloBEルールの計算に近づけるしかない。キャピタルゲイン/ロスの共通化はCFC税制の租税回避対処の趣旨に照らして容易ならざるものがあるとも見え、積み上げの個別対応で事務負担の軽減効果が意味のある程度にまできなりうるかどうかであろうか。むしろ、会計ベースのETR等を租税負担割合に代替しつつ（イタリアでは、外国子会社の会計をベースにCFC税制の適用有無の判定を簡素化する改正が行われている。）、上述のキャピタルゲイン/ロスのような差異項目に何某かの調整を行う案もあるのかもしれない。ただ、本則計算は複雑であるし、経過的セーフ・ハーバーの計算は経過措置に過ぎず、恒久的セーフ・ハーバーの具体案を待つ必要もあるとの見立てもあろうか。
- ・税務調査における過重な資料提出要求の見直しや租税負担割合20%以上27%未満の会社に対する税務調査の執行アプローチに関しての強い要望が出されている（経団連、日本機械輸出組合）。企業の毎年の申告実務は、外国関係会社ごとに租税負担割合を判定する。A [27%以上]、B [20%以上から27%未満]、C [20%未満] を判定するところから、スタートするだろう。簡便的な算定方法はな

14 海外のCFC税制は受動的所得課税であり、会社単位課税でない限り、このような困難な判断を要しないだろう。

解 説

特
集

く、CFCごとに租税負担割合を算定することになるだろう。その合理的な実務フロー（租税負担割合の判定後に2基準又は4基準（経済活動基準）の判定を行うフロー）は2017年の制度改正で、法の建付けは変わったとはいえ、現在に至っても変わっていないだろう。B該当法人は2つの基準をチェックし、C該当法人は4つの基準をチェックする¹⁵。企業の立場からは、国税局の調査アプローチも上記と同様に進めてもらうことが効率に資する。当局も段階を踏んで、はじめに租税負担割合を確認した上で、B区分・C区分について、2基準4基準を確認していくという調査の流れを策定することが、実務上、合理的な効率性といえないだろうか。実際、会社としてはB区分の法人については2つの基準しか確認していないので、資料を用意していないであろう。「租税負担割合が明らかに27%を超えているにもかかわらず、ペーパーカンパニー等でない旨の書類の提供が要求されたり」¹⁶、「租税負担割合が明らかに20%を超えているにもかかわらず、経済活動基準を満たす旨の書類が求められてはいけない¹⁷」といった執行が重要であると考えられないであろうか¹⁸。今般の改正要望をみる限り、必ずしも事例として多くはないであろうが、このような実務アプローチに添った調査手法が必ずしもとられていないケースがあろう。当局からすると、明らかに租税負担割合が20%、27%を超えているかどうかはみにいかに

分らないが、端的には法定税率からみていく。ハンガリー9%、アイルランド12.5%、香港16.5%、シンガポール17%は、おおよそ20%を下回る可能性が高いという序列でみていく。他方、英は25%なので、20%を下回る可能性はかなり低いだろうとみていく。このほか、優遇税制やこれからは各社のGIR上の国別ETRをみにいくということができないか。仮に網羅的な資料要求がなされると、企業の事務負担は過重である。ポリシーを持って資料を求めてほしいという要望といえようか。

- ・上記と同旨といえるが、税務コーポレートガバナンスにおけるリスクベース・アプローチを参照できないだろうか。まずは国・地域等のハイレベルな観点から調査対象子会社を絞り込む、次に決算書申告書の提出を求め、その内容を確認して、そして詳細な資料提出を求める会社を段階的に絞り込むことはできないであろうか。GloBEルールのGIRの調査を見据えてからという帰結になることもあろうか。メガ企業にあっては、システムでデータを収集するため、企業のシステム上のアプローチ、インフラ、プロセスをしっかりと見ることによって、個別データをひとつひとつみなくても、ハイレベルチェックがまずできるというような整理はないのであろうか（プロセスがしっかりとしていれば間違いが少ない）。

15 第2次トランプ政権下の新政策において、連邦法人税率が、例えば米国内製造業社は15%、それ以外は20%まで引き下がると、租税負担割合が20%を下回る会社が相当程度増加し、経済活動基準の4基準をみにいく必要がある法人が増加しよう。

16 今般の改正要望にはない。

17 プラス2基準を求めない。今般日本機械輸出組合から要望がある。

18 幕内浩著「平成29・30年度税制改正対応外国子会社合算税制」（2018.12）の46～48ページにおいてすでにこの懸念への言及がなされている。

Ⅲ 第1の柱（利益A及び利益B）

1 大綱における基本的考え方

第1の柱（利益A）については、市場国への新たな課税権の配分等に関する多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。

移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化（利益B）については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。他国が本簡素化・合理化を実施する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応する。（15頁より抜粋、一部加筆）

2 利益A

国際的な議論への積極的貢献は、DSTの蔓延を防止して国際課税システムの不安定化を抑止する視点において重要である。他方で、もとより、米国の署名・批准・発効抜きでは多国間条約は意味を持たないなか、バイデン政権下でも、特に2年前の中間選挙以降は、政府は署名を目指す姿勢を維持していたものの、米国上院において条約批准に必要な3分の2の超党派の賛成を得る可能性は限りなくゼロに近かったところ、2024年11月の選挙により、上院・下院・大統領府全てを（条約案を米国企業狙い撃ちと批判してきた）共和党が制覇した状況であり、一層見通しは困難になっていたという現実論としての見立てはあろう。

2025年1月13日、IF共同議長から第1の柱のアップデートが公表された。そこでは、最終的なパッケージ策定におけるIFの進捗状況が報告されている。決着が政治に委ねられる面があり、また各国の承認を経たものではない声明であるため分かりづらい面がある。利益Aについて、経済のデジタル化に起因する税務上の課題に対応し、納税者にとっての安定性と確実性を強化し、すべての企業に対するデジタルサービ

ス税（DST）と関連類似措置（Relevant Similar Measures：RSM）の撤回と停止を規定する¹⁹、持続可能で協調的な国際課税制度の改革となるよう設計されていると記されている。

同アップデート報告は、その後の経緯を述べている。2023年10月に利益Aを実施するための多国間条約（MLC）本文を公表し、その採択（条約の形式と内容が確立される正式な行為）を阻む特定の問題が脚注で示されていたものの、2024年前半には、それらの問題が解決されるに至り、MLC本文は、DSTとRSMの定義を明確化する、低所得水準国において超過利益を計算する際MDSH内でさらなる修正を行うこと²⁰などの改訂が図られたとされる。その後、2024年6月には、改訂されたMLC本文が採択のためにIFに提出されたが、米国だけが、究極的にはMLCに署名するであろう全ての国において利益Bの強制適用の枠組みについてコンセンサスが得られていないことを理由に、また、本文の採択への合意にあたり特定の論点を支持できないために署名の留保を付している国があることを理由に、本文の採択に反対したとする。そうはいえ、それ以来、MLC本文は安

19 行動1に「電子経済への対応」が2013年に設定されて以来7年経たものの、対応は難しく、これに業を煮やした欧州諸国等が2020年にDSTを導入し（IFが構築されBEPS2.0が設定されたのが2016年なので、この時点までに実質議論に充てられた時間は僅かに4年ではあった。）、これに対して、米国が報復関税を課す流れが生じた。2023年10月に公表された利益Aの多国間条約条文案には、DST及び関連類似措置を廃止すること、また将来に亘り導入しないことについて規律されている。

定しており、交渉は利益Bの枠組みに関する未解決の問題の解決に重点が置かれているとする。BEPS2.0の本丸である利益Aを、移転価格課税上の限定領域をカバーする利益Bがスタックさせている異例の状況にある（あった）といえよう。

いずれにせよ、米国は、新政権下財務省で、所要の優先順位付けのもとで新しいポリシーが策定されていくと見込まれ、そういう段取りの中で、利益Aの多国間条約（MLC）の採択と

署名（受け入れ）判断がなされるものと考えられていたところであるが、2025年1月20日早々に、米国大統領令メモランダムが発出され、そこでは、前政権によって支持されたOECD国際ルール（Global Tax Deal）は米国内で無効であると記されるに至っている。米国の利益A/MLCの採択・署名はいよいよ困難である²¹。また、DSTが米国政府による報復措置のターゲットになる確実性は増しているようにみえる。

3 利益B

（1）2024年2月に任意扱いとされた利益BがOECD移転価格ガイドライン（TPG）に組み込まれたことにより、IF非加盟国を含む各国は2025年1月1日以降に開始する会計年度の基礎的マーケティング販売活動として特定された適格取引について、利益Bの実施を任意選択できるようになっている。自国の対象となる販売会社に利益Bを義務付けるか、企業が選択して

使用できるオプションとして採用することができる。利益Bを適用した国における利益Bの適用結果は、原則として相手国を拘束しないとされるが、他方で利益Bを適用した国が一定の条件（紛争解決を含め執行能力が低い）に該当するカバード国である場合には、政治的なコミットメントとして、その相手国は利益Bの適用結果を尊重することとされている。

20 難航した市場国と二重課税除去国との交渉が合意に至っている。2023年7月に多国間条約の条文の取りまとめが行われたが、ブラジル、コロンビア、インドの特定の項目に係る留保が解けなかったため、最終化できず署名に付されなかった。その後2024年7月頃に3か国は重要論点であったMDSH調整額に源泉税を取り込むことに合意し、その取り込み方に妥協を働かせて決着している。このため、MDSH調整額の計算は複雑化している。MDSHは、企業グループが有する市場国における利益には、当該市場国においてすでに計上されて課税対象となっているであろう利益Aが含まれると観念するため、この金額を当該市場国に割り当てられる配分利益額から減額する。この同じ国が同じ課税ベースに課税しないように調整する二重計上調整部分を多くみれば、当該市場国の利益Aの取り分は減少する。

21 一部の米国企業の納税問題が英仏で問題化したことが、BEPS1.0行動1の設定の背景にあったが、その本流である利益Aは、そのまま米国対OECDの対峙により日の目をみないように見える。南北の対峙によるものではない。米国は、デジタル経済は既存の国税税制を超える税制を模索するような何か特別なものではないとし、行動1のコンセンサスは得られなかった。4年後の2020年までBEPS1.0の諸措置の成果を待ってみようとしていたところであるが、早期の結論を望む国はDSTなどの一方的措置を採るに至った。もっとも欧州においても、ドイツ・北欧・アイルランドはこれを躊躇し合意された措置ではない。2019年6月、福岡でのG20財務大臣会合に第一次トランプ共和党政権下のムニューシン長官が参加し、残余利益の10%以上を市場国に配分するとするその時の利益A案に合意した。しかし、同年12月3日にセーフ・ハーバー（消費者向けビジネスが自己選択で利益Aを適用すれば物理的プレゼンスのない国においても移転価格税制を適用されることもDSTを適用されることもない。）でないといけないとの書簡を出し、米国は議論から一時撤退した。その後、新米民主党政権が、共和党も民主党も双方が合意するような定量的な（デジタルの線引きが消えた）スコープ案を提案し、それが世界の賛同を得て成案化され、2021年10月8日の政治合意に至ったものである。それが、今般のメモランダムで否定されている。専門誌によると、EU委員会やOECDは表明に落胆しつつ、なお国際協調を呼びかけている。各国のDSTが乱立するのか、国連が新たな枠組みを用意するのか注目される。国際協調や政治的なモメンタムが停滞するのではないかとの見立てがあらう。

(2) 上述の2025年1月13日のIF共同議長による第1の柱のアップデート報告によると、IFでは、現下TPGは任意選択モデルであるところ、利益Aを受け入れるMLC締約国が、MLCが発効した時点から、国内の現地の納税者に利益Bを適用することを義務付ける（ただし、取引がMLCの締約国でもある別のIF加盟国との間で、有効な租税条約の対象となっている場合に限る。租税条約が有効なMLCの他の締約国によって適用される場合、利益Bの適用結果を尊重する義務があるとする。）枠組みについて議論が続けられているとする。つまり、利益Aを受け入れる全ての国にあっては、究極的に利益Bを実行するという仕組みを利益B枠組みと位置付けて議論している。義務付け強制的ルールベース（Phase 2）のアプローチ（利益B枠組み）とセーフ・ハーバーベース（Phase 1）のアプローチを明快に線引きしている。

本アップデート報告パラ10によると、利益B枠組みの具体的パラメータ（具体的な内容はすでに決められているものの、特定の国間でいくつかの未解決の問題点が残っていたもの）については、かなりの作業が行われてきたとする。今後の実施に向けて最善を尽くすとされている。

アフリカ諸国は、利益Aで十分な増収が見込めないために利益Bに期待していたところであるが、その後ATAFは、利益Bへの熱意が冷めている状況であるため²²、例えば移転価格紛争数などの閾値の設定により、合理的に利益Bを適用しなくても良いとする国を選別するための閾値を設けようとする。利益Bを適用しないとする国を拡大させたくない意図である。議論は双方向円滑に進んでいるものされている。

また、インドなどは、通常のコア流通機能から得られるものを大幅に超える利益を生み出すと予想される基準を超える取引が利益Bの範囲

に含まれないようにするための任意の定性テストを強く主張していたところであり、それが米国とインドの最大の対立点ともみえていたが、米印パイの交渉で何某かの着地点が見い出されたかどうかであろうか。議論は双方向円滑に進んでいるものされている。

さらには、これまでの議論において、統計分析の結果としてノルウェーや英国等のように付加的な利益率の上乗せが認められた国が存在した中、豪州やNZ等には不満を抱えつつそこには含まれず、よって価格決定マトリクスは利益率が低すぎるので利益Bの適用を拒否していたようにみえる。そこで、売上が一定以下の販社の場合には利益Bを適用しないことを容認しつつ、逆に、売上が一定を超える販社には、課税の安定のために例えばAPAを優先的に進めよう（早期確実性メカニズムを利用可能とする。）とする解決策が検討されている模様である。特定国の修正UPLIFTは認めない考え方にみえる。

OECDにおいては、2024年2月にTPGに任意選択ルールが記されて以降、価格調整金などを含む技術的な議論はあまり進んでおらず、アウトプットは、下記に述べる昨年12月のプライシングツールくらいに限定されているともいえる。上述の報告パラ10の項目は、現行利益Bがロバストでないために利益ABをパッケージで受け入れることが困難であった米国にとって、利益Bがロバストであること（端的に全世界強制適用。アフリカ連合にもインドにも豪州・NZにも適用を支持してもらうこと。）と関連付けられる。今後、どのようなアウトプットをもって利益Bが解決したとされるのか（インド等の合意をも経てTPGの強制適用への変更に向かうのか）、今もってはっきりしない状況である。

なお、利益ABのパッケージ化は複雑な整理

22 利益Bが途上国の利のためであったという議論がやや形骸化し、加えて国連での議論も現出しているため、利益Bをあえて適用する必要もないという考え方が想定されよう。

である。もとよりピラー1はセットであるという底流、もともとそういうものだろうという理解はある。しかし、2つの議論は別物である。議論が進む中、アフリカ連合は、利益Aは実入りが期待できないので遠慮したいが利益Bは利用したい、インドを含む比較的多くの国は、特に利益AのMLCが合意されてからは、利益Aは支持するが、利益Bは税収上支持できない、日本は、利益Bレンジの一律適用は厳しいとする経済界の意向もあり、利益Aとセットであるならば利益Bを国際合意の中で受容できると考えたのではなかろうか。米国政府は議会対策で利益ABはセットでないともたないという立場が際立った。このように各国の方向感には国々の事情や利害によりバラバラであるため、全体をまとめていくには、パッケージであるべきという論調に徐々に近づいていったものと考えられよう。

(3) 各国が、利益Bを適用するかどうか現在も検討中である。OECDは各国の検討状況に係るサーベイを行っており、現時点でも結果は公表されていない²³ものの、今後欧州やアジアなどを含め利益B導入に手を挙げる国も出てくるであろうか。現下、セーフ・ハーバーとしての導入に手を挙げる国があるようである。

日本は利益Bを直ちに導入するのではなく、引き続き利益B及びパッケージとして第1の柱に係る国際的な議論の進展や各国の動向を注視するものとされている。

(4) 米国の財務省及び内国歳入庁（IRS）は、2024年12月18日付でNotice 2025-04を公表し、利益B制度の簡素化合理化アプローチに係る提案規則の発行の意図をアナウンスした。納税者が2025年1月1日以降に開始する会計年度

の適格取引において、納税者が選択をすれば利益Bを適用可能であるとしている（本Noticeオプション1セーフ・ハーバーとして）。納税者は、利益Bの選択にあたり、対象取引と関連当事者とその所在地国などを記載した所要の申立が必要である。有効な選択がなされれば、利益Bはベストメソッドルールの下でのベストメソッドとみなされる。Noticeは、納税者の選択に当たり、取引相手国で利益Bを導入されているのかいないのか、されていても運用方法が異なる可能性があることを示して、注意を促している。

あわせて、提案規則がIRSに対して適格取引について納税者の利益B選択の有無に関わらず利益B適用を認める（本Noticeオプション2）強制適用をするべきかを引き続き検討するとする。米国政府は、この強制適用の是非などについて、2025年3月7日を期限に書面による意見募集を求めており、提案規則の発行を遅らせない限り、遅れて提出されたいかなる書面コメントをも思慮するとしている。

なお、インバウンド/アウトバウンド取引双方に利益Bが適用されることを明示している。米国納税者による販売子会社所在地国における利益Bの適切な適用を、当該国がカバード国であるかどうかに関わらず尊重するとする米国の考え方は、政治的コミットメントを充足するものであるとする。カバード国でなくても尊重することを明示する点は、異例といえようか。実務面²⁴において、現下の日米の状況の下、利益BでBAPA合意する事は、日本の国内法に利益Bを導入していないため制約があり難しい面があると考えられるが、例えば申請の補助分析に利益Bを折り込むことなどは何ら問題ないだろう。

23 OECDは、利益Bを導入することを公式に確認した国のリストを作成し、OECDのウェブサイトで管理し、各国の正式発表に伴い定期的に更新する段取りである。

24 もっとも、IRSの最近の実務において、機能リスクに応じたコンプのスタンダードセットを用いることもあろうか。

(5) オランダ財務省は、2024年12月4日、利益Bの政令を公布した。国内のインバウンド企業に利益Bを適用しないが、カバード国が利益Bを国内法規に導入し、これを正しく適用し、オランダとの間に条約を締結している場合、移転価格対応的調整を行うとする。また、利益BをPEへの利益配分にも適用する。また、アイルランドも利益Bの政治的コミットメントを盛り込むため、1997年租税徴収法に所要の新条項を導入する予定である。

日本は、政治的コミットメントは法制化を要しないとの見立てである。ミニマムのコミットメントは、CA協議の文脈で、国内法令やプラクティスの制約の範囲内で尊重するものであり、それを超えて尊重のレベルを上げるのは任意と考えられよう。

(6) OECD/IFは2024年12月19日にウェブサイトにおいて、利益Bに関するファクトシート及びプライシングツールを公表した。ファクトシートは、納税者及び税務当局が利益Bを適用する際にとるステップを含む、利益Bの仕組みに係るハイレベルな概要を提供している。プライシングツールは、最小のデータインプットによって利益Bの対象となる検証対象法人が稼得するリターンを自動計算する目的で開発されたものである。価格決定マトリックスや各種の調整機能の適用に関連するデータポイントの変更を反映するため、プライシングツールは年次で更新されるものである。OECDは、2025年2月11日に利益Bに関して、プライシングツールのデモンストレーションを含む最新の進展について、技術的なウェビナーを開催することとされている。

(7) こういう状況下、2025年1月20日早々に、米国大統領メモランダムが発出され、そこでは、前政権によって支持されたOECD国際ルール(Global Tax Deal)を米国は実施しないと記されている。このメモランダムが利益Bにど

のように影響を及ぼすのか明快には分らないが、米国政府は、上述の通り、財務省規則ベースでセーフ・ハーバールールを入れる予定であるところ、利益Bについては、以前から米国企業の支持を集めていたと解されており、米国の両党に意見の隔たりは概してなく、メモランダムの趣旨に沿って、何某か議会の理解を得る手立てを講じて、実行に移すのではないかという見立てであろうか。IRSの高官は、米国は利益Bの推奨者であり続けていたことや利益Bは官民双方にとって恩恵があることを強調している。そして、ステークホルダーに対して先のNoticeへのコメントを行うよう呼びかけている。

また、OECDも現下のところ、Phase 2(強制適用)を指向して議論を継続することに変化はなく、米国の新デレゲートの発言が注目されるところである。OECDサーベイも継続しており、すでに利益Bを適用したいと手を挙げている国はリソース不足で利益Bに頼っており、これから導入を検討する国にあって、今般の米国メモランダムをどう読むのなかなか難しいとしても、何か導入判断を妨げるような影響はでないだろう。

現在のところ、利益Bの枠組みは任意モデルとしてとどまる可能性が高いとみられよう。利益Aとの相互依存関係が解消された場合、より多くの国が利益Bの導入を選択するという考え方もあろう。利益Aよりもはるかに多くの企業に影響与える利益Bの各国の動向を注視する必要がある。

今後、欧州やアジア等において、2025年1月から利益Bを導入する国地域が出てくる可能性はあろう。各国当局は、自国にある利益B適用対象会社の利益率実績と価格決定マトリックスを比較し、自国税収の増減見通しを踏まえて、利益Bの導入・非導入を判断すると考えられるため、利益Bを導入しない国においても、今後は利益Bの価格決定マトリックスにおける営業利益率(ROS)が下限値(フロア)として機能

解 説

し、TNMMに基づくベンチマーク分析結果としてのROSに対する期待値が高まる可能性がある。

米国セーフ・ハーバールールが実施されたときの日米取引の安定化については、利益B適合取引にあっては、ローカルファイルを整備し、また狭い価格決定マトリックスを実行すべく、所要の契約締結等を含む価格調整金を整備することになろう。利益Bに適合しない取引にあっては、TNMMをPLIとするBAPAを引き続き

活用し、そこでは取引実態に沿うより適切なレンジを指向し利益Bを補完検証として活用する途であろう²⁵。

価格決定マトリックスは、移転価格税制の適用の簡素化合理化という目的からグローバルな利用可能性を考慮しており、幅広く日本企業に恩恵を受けることも期待されるところではあるが、連結利益率が低い企業グループにとって利益Bの規律は厳しさがあり、入念な準備が肝要である。

25 例えば、米国販社をTNMMで検証する事案にあって、米国内のコンパラブルを採るという制約の下でのベンチマーク分析では、比較可能性が十分に確保されずにTNMMレンジが思うように下がらない場合、利益Bレンジが効率的により高い比較可能性を反映させる場合もあろう。